

平成26年(ヨ)第62号 発信者情報開示仮処分命令申立事件

債 権 者 株式会社ユーアイホテル

債 務 者 吉 田 益 夫

平成26年10月3日

### 答 弁 書

和歌山地方裁判所 民事部 保全係 御中

債務者 吉田 益夫



(送達場所)

〒640-8152

和歌山市十番丁72

カサ・デ まるのうち201

TEL 073-499-7231

#### 第1. 申立の趣旨に対する答弁

債権者の申立を棄却する。 申立費用は債権者の負担とする。

との決定を求める。

#### 第2. 申立の理由に対する答弁

##### 1. 債権者に対する権利侵害について

債権者が経営するホテルは、那智勝浦町にホテル なぎさや、新宮市に新宮ユーアイホテルがある。

長引く不況と景気の回復の遅れで全般的に経営環境は悪化している。

それに加えて、ホテル なぎさやについては、平成15年に近隣の老舗ホテルである 越

之湯が破綻したりして、経営環境がさらに悪化しているところに、破綻した越之湯を買収した京都に本社のある企業によって越之湯が格安ホテルとして、平成17年に再オープンしたたため、価格破壊の価格競争に巻き込まれて、ホテル「なぎさや」の経営環境はますます悪化している。

また、新宮市の新宮ユアアイホテルは、新宮市内で最大規模級の都市型ホテルであるが、こちらも、平成26年4月、県外資本が、新宮ユアアイホテルと同等規模以上の都市型ホテルを新宮市内にオープンさせて、競争が激化し、こちらも経営環境が悪化している。

このような急激な経営環境の悪化は、取引業者や従業員などの周囲の人間にとて債権者の事業の先行きに不安を感じさせるのは当然である。

債権者が名誉毀損・信用毀損と主張する「なぎさやホテルも調子悪い。3度目のうわさになるが、経営感覚が、低たらく。小商人とは言え情けない恥ずかしい限り。いつまで持つか、先のない色ボケかな。はやく無くなつてどこか新しい商人がほしい。」という投稿は、まさに債権者の事業の急激な経営環境の悪化による投稿者の経営に対する不安、債権者の経営努力を強く望んでいるニュアンスを強く感じさせるものである。

債権者も、この急激な経営悪化に対して、経営努力を行っていると思われるが、その経営努力が、取引業者や従業員などの周囲の人間に十分に見えないために、このような投稿が行われたと思われる。

上記のことから、投稿者の意図は、債権者に対する名誉毀損ではなく、債権者の経営努力を取引業者や従業員などの周囲の人間に見せろという叱咤であると解釈できる。

そのため、この経営環境の急激な悪化という事実と債権者の経営努力が周囲の人間に見えないという事実が、違法性阻却事由になると債務者は判断している。

## 2. 保全の必要性について

違法性阻却事由があると判断できるので、保全の必要性はない。

そのため、投稿削除については、保全の必要性はないが、投稿者はホテル なぎさやの経営者である債権者に経営努力が取引業者や従業員などの周囲の人間に見せろとの訴えを届けることが目的であると思われ、その目的については、債権者の仮処分申立て達成されることになるから、すでに投稿の目的は達成されている。

つまり、投稿を引き続き公開する意味はすでにはない。

発信者情報についても、保全の必要性はないが、発信者情報開示についても、債権者の陳述書で、債権者が近隣に住む者とトラブルがあり、この投稿が債権者の経営環境の急激な悪化に便乗した近隣に住む者の仕業ではないかと疑念を持つのは理解できる。

### 第3.まとめ

仮処分申立ての対象になった投稿は違法性阻却事由があるため、保全の必要性はないが、債権者が、今後、急激な経営環境の悪化に対する経営努力を取引業者、従業員などの周囲の人間に見せるように努力を行うというのなら、投稿者の目的が達成したということで、債務者としては、投稿削除に応じることができる。

発信者情報開示については、この投稿が債権者の経営環境の急激な悪化に便乗した近隣に住む、債権者とトラブルを起こしている者の仕業ではないかという疑念を払拭するための用途に使うのであれば、発信者情報開示にも応じられる。

以上